

令和 6 年10月17日

第 2 回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

午後 6 時開会

○人権・男女共同参画課長 皆様こんばんは。定刻になりましたので、ただいまより令和 6 年度第 2 回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

開会に先立ちまして生活文化政策部長より御挨拶を申し上げます。よろしく願いいたします。

○生活文化政策部長 皆さんこんばんは。大変お忙しい中、御出席を賜りまして御礼申し上げます。日頃より、この男女共同参画・多文化共生の施策並びに区政全般にわたりまして多大なる御協力、御理解いただきまして感謝を申し上げます。

本日ですけれども、6 年度、2 回目ということで、先般が 6 月 4 日ということで大分間が空いておりますけれども、まず、男女共同参画のほうからは、①令和 5 年度第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書の完成及び今後の課題について、②次期プラン策定に向けた男女共同参画に関する区民意識実態調査の実施、③困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う検討状況について、④男女共同参画推進の事業の御意見・課題等に係る実施状況について、以上、報告が 4 件ございます。あわせて、多文化共生のほうからは、令和 5 年度の多文化共生プランの取組み状況報告書及び多文化共生推進部会委員からの意見に関する区の考え方について、1 件御報告をさせていただき内容となっております。

今回、所属の部会を超えて意見交換が活発になるようにと、このような御意見も頂戴しまして、今回は部会ごとに交互にお座りいただくようなスタイルとなっております。委員の皆様にはあらかじめ御了承いただければと思います。

毎回お願い申し上げますけれども、皆様には引き続き忌憚のない御意見等をいただければと思ってございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。

それでは、会議開催に際しまして、いつも申し上げますけれども、3 点確認事項でお話をさせていただきます。

まず第 1 に、この審議会は傍聴を認めておりまして、公開で行っております。本日も 6 名の傍聴の申込みをいただいております。それから、こちらの審議会の議事につきましては、議事録や当日の資料等を区のホームページで公開いたします。そのため速記業者が入っております、録音もしております。また、様々な報告書の記録用として、審議会の

記録用として写真撮影等も行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本審議会は過半数の出席がなければ開くことができない旨規定されております。本日の委員の皆様の出席状況の確認でございますけれども、本日は2名の委員から御欠席の旨の御連絡を頂戴いたしております。それから、別の2名の委員につきましては、遅れての、6時半以降の御参加と事務局に御連絡を頂戴しております。そのため、ただ今11名の委員がいらっしゃいますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

それでは、次に、議事に入る前に、お配りしました資料の確認をさせていただきたいと思います。机上の資料の次第の下のほうに配付資料と書いてございますので、御確認いただければと思います。

こちらは記載のとおりでございます。資料1として男女共同参画プラン後期計画取り組み状況報告書の概要版、それから本編、資料2としまして、多文化共生プラン取り組み状況報告書と多文化共生推進部会委員からの意見に対する区の考え方について、資料3-1は、男女共同参画に関する区民意識・実態調査について、資料3-2、男女共同参画に関する「区民意識・実態調査」設問一覧、資料4、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う検討状況について、資料5、「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる実施状況、それから、次第には記載しておりませんが、世田谷区犯罪被害者等支援条例のシンポジウムのチラシでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、これからは議事に移りますので、会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○会長 本日もよろしくお願いいたします。

早速ですが、本日の次第に従いまして2の議事に入らせていただきます。

まず、報告事項。本日は報告事項、どれも大変長い報告事項なんですが、それが5つございますので、よろしくお願いいたします。時間をなるべく節約して、皆様からたくさんの御意見をいただければと思っております。

それでは、早速ですが、報告事項1に移らせていただきます。

令和5年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取り組み状況報告書が完成したんですね。その完成及び今後の課題についてということで、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 人権・男女共同参画課担当係長でございます。私のほうから、それでは、令和

5年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書が完成いたしましたので、御報告させていただきます。

本日は、資料1-1としまして概要版を、資料1-2としまして本編を配付させていただいております。こちらにつきましては概要版から御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

資料1-1の1ページ目を御覧ください。本プランなんですけれども、こちらは、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例第9条に基づきまして、男女共同参画施策を総合的、また計画的に推進するための行動計画に当たります。「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」を基本理念にしております。基本目標Ⅰ、あらゆる分野における女性活躍推進から、基本目標Ⅳ、多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築までの4つの目標を掲げております。また、その実現のための方策としまして、推進体制として位置づけております。

それでは、次のページにお進みください。基本目標Ⅰ、あらゆる分野における女性活躍推進に掲げる数値目標。こちらは御覧のとおりとなっております。1、審議会等での女性の占める割合。これは前年度に比べて0.7ポイント減となっております。第二次男女共同参画プラン後期計画におきまして数値目標を上方修正し、令和8年度までに40%としていますが、減という結果となっております。その一方で、2の庁内の管理監督的立場の女性が占める割合、これは係長級の職員も含む数値でございますけれども、こちらは前年度に比べまして0.1ポイント増となっております。管理職の数値を見ますと2.3ポイント増となっております。なお、3の固定的役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合、こちらにつきましては、プラン策定時の数値と直近の数値を比べましても着実に伸びている状況でございます。

続いて、基本目標Ⅱ、ワーク・ライフ・バランスの着実な推進でございます。こちらは、4、区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度、こちらは5年ごとに当課のほうで実施しております区内企業の男女共同参画に関する意識実態調査で把握している数値となっております。こちらにつきましては来年度に実施をする予定でございます。5の仕事と家庭生活をともに優先している人の割合についてですが、こちらは策定時に比べ増加傾向となっております。今年度、人権・男女共同参画課で実施予定の男女共同参画に関する区民意識実態調査で最新の数値を把握してまいります。6、町会・自治会長に

おける女性の割合ですけれども、前年度と比較しまして4.6ポイント増となっています。プラン策定時と比較しますと2倍以上増という結果になってございます。

次のページにお進みください。基本目標Ⅲ、暴力やハラスメントのない社会の構築でございますけれども、7、DV防止法の認知度、8、DVが加害者責任であるとの認識についても数値としては増加傾向にあります。こちらについても男女共同参画に関する区民意識実態調査にて最新の数値を把握してまいります。また、9のデートDV防止の出前講座実施校数、こちらは直近では増加しているものの、目標値と乖離しておりますので、こちらにつきまして引き続き力を入れて取り組んでまいります。

基本目標Ⅳ、多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築。こちらは、特に12の「性的マイノリティ」という言葉の認知度につきまして、区民意識調査の結果では、直近の実績で、前回の実績と比べまして7.6ポイント増加しております。こちらについても男女共同参画に関する区民意識実態調査にて最新の数値を把握していきます。

4ページ目を御覧ください。こちらになりますけれども、基本目標ⅠからⅣを実現するための方策を推進体制として位置づけております。御覧のとおり、方策1、男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化、方策2、区職員の男女共同参画推進、方策3、推進体制の整備・強化の、この3つの方策を軸に、引き続き、らぶらすや関係所管、また審議会の皆様と協議しながら男女共同参画社会の実現を推進してまいります。

また、4ページ目の下段から5ページにかけてでございますけれども、本審議会の男女共同参画部会員の皆様からいただきました御意見を掲載させていただいております。こちらの御意見や課題等を踏まえながら、引き続き男女共同参画の推進ですとかDV対策、また、性的マイノリティ等の認識や意識の向上を目指しながら具体的な取組を実施してまいります。

なお、こちらの概要版、本編につきましては区ホームページでも公表をしております。

私からの説明は以上となります。

○会長 どうもありがとうございました。

今いただきました説明についての御質問、御意見はございますでしょうか。ありましたら、よろしく願いいたします。

完成したということですが、別に御意見いただいてもいいんですよね。直すかどうかは別として。何かございますでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

○委員 基本目標Ⅰのところの数値目標で、No.3の固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の男女比率というのは何か出ていますでしょうか。

○事務局 すみません、すぐに出ないところではあるんですが、どうでしょうかね。

○会長 ほかの御意見をいただいている間に、ちょっとお探しいただいて。

○事務局 承知しました。

○会長 男女別の何%というのでもよろしいですね。それについての御意見の男女別のデータがあれば教えていただければと思います。

少しこちらのほうは時間がかかるかもしれませんが、ほかに御質問とかございますでしょうか。いかがでしょう。

やっぱり今の話でいきますと、85%がそうだとしても、分からないとかという回答とかもあるんですよね、きっと。ノーアンサーとかね。ノーアンサーと分かりませんというのがあるので、その辺、入れた場合、その85というのが、本当に15というのが全部が反対というのかどうかも、ちょっと分からないところがあると思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。まだ分からない。いかがでしょうか。

もしよろしければ、また分かったときにお答えいただくということで、大変申し訳ないんですが、先に議事のほうを進めさせていただきます。

ほかに御意見、御質問がないようでしたら、報告事項ですので、次のほうに進みたいと思います。

それでは、報告事項2に移らせていただきます。報告事項2は、「令和5年度世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書」及び多文化共生推進部会委員からの意見に対する区の考え方についてでございます。このことについて事務局から御説明をお願いできますでしょうか。

○事務局 それでは、事務局からということで、私は文化・国際課の国際・多文化共生担当係長です。よろしくお願いします。

それでは、報告事項2「令和5年度世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書」及び多文化共生推進部会委員からの意見に対する区の考え方について、20分程度お時間いただき御説明させていただきます。

それでは、資料2をまず御覧ください。

資料2の1、趣旨としましては、平成31年3月に策定しました世田谷区多文化共生プランに基づく施策の進行状況について、昨年度の令和5年度取組み状況報告書として取り

まとめました。こちらの報告書につきましては、先月、9月に世田谷区議会へ報告するとともに区ホームページにおいて公表いたしました。また、7月18日に開催しました第1回の多文化共生推進部会においても報告しておりまして、委員の皆様より御意見をいただきました。その御意見に対する区の考え方を取りまとめましたので、本審議会で報告いたします。なお、今年度より第二次多文化共生プランがスタートしております。御参考までに本日机上にも配付をしておりますが、今回御報告するのは1つ前の第一次プランでの取組状況の報告となります。

2、内容です。内容は別紙1、令和5年度世田谷区多文化共生プラン取組み状況報告書（概要版）、そして本編及び別紙2、意見に対する区の考え方、こちらに沿って御説明いたします。

では、まず、別紙1でございます。こちらの概要版のほうですね。分厚い冊子の本編もあるんですけども、令和5年度多文化共生プラン取組み状況報告書、本日は概要版を中心に御説明いたします。

それではまず、別紙1の概要版の1ページ目を御覧ください。1ページ目、「世田谷区多文化共生プラン」についてです。この概要版に記載の中で、括弧書きで本編と記載のあるページにつきましては、報告書の本編のページのことを指します。

さて、世田谷区多文化共生プランは、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく行動計画として、具体的な取組や目標数値を定めています。プランの体系としましては、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」という基本理念の下、3つの基本方針を掲げております。3つの基本方針は、図にも記載のとおり、基本方針1、地域社会における活躍の推進、2、誰もが安心して暮らせるまちの実現、3、多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消です。プランの進行管理と取組み状況報告につきましては、区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例に基づきプランの進行管理を行い、施策の進捗状況を把握していきます。今回は第一次プランの最終年度、つまり昨年度の令和5年度についてとなりますが、第1回の多文化共生推進部会において報告いたしまして、その際にいただいた御意見を報告書に掲載した上で9月に公表いたしました。

次に、数値目標についてです。プランでは多文化共生の推進に向けた数値目標と基本方針における重点施策に基づく数値目標を設けております。

数値目標の(1)の多文化共生の推進に向けた数値目標は、本プランが目指す多文化共生

の推進に向け、多文化共生が進んでいると思う区民の割合という調査項目について、2023年度末の目標値を定めており、世田谷区民意識調査における調査数値を実績数値としております。2018年のプラン策定時は31.5%で、2023年は37.7%、今年、2024年の調査では44.3%と、数値は着実に伸びている状況です。

(2)は重点施策に基づいて設定している数値目標です。こちらも世田谷区民意識調査の結果を実績数値としております。重点①の外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合、重点③の外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合について調査し、それぞれ17.6%、35.6%という数字が出ています。どちらも昨年度調査時より数値は上昇しております。

(3)は重点施策に基づいて設定している数値目標のうち、500名の外国人区民を対象とした外国人アンケート調査、その結果を実績数値としております。重点②外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合、重点③外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合について、今年度の調査では53.7%、51.9%という結果でした。

なお、各調査項目には、第一次プランでは目標値80%以上と設定しておりましたが、本年4月からスタートした第二次プランでは、第一次プランの進捗状況を踏まえ、改めて目標値を見直し、設定しているところでございます。

次の2ページでは数値目標に対する評価と課題を記載しております。2ページの下部及び3ページでは参考としまして、プラン策定後の国、東京都、世田谷区の動き、区内在住外国人数過去5年間の推移を示しております。時間の関係上、説明は省略させていただきます。

ページをおめくりいただき、4ページを御覧ください。施策に対する具体的な取組について簡単に御説明いたします。こちらについては、基本方針1から3まで、それぞれ施策に沿って施策に対する評価と課題、そして実績管理を記載しております。

まず、基本方針1、地域社会における活躍の推進に基づく、(1)多文化共生の地域交流促進についてです。せたがや国際交流センターを含めて様々なイベント等を実施し、広く交流の場を提供することができました。実績管理で記載のある、せたがや国際メッセにつきましては、今年2月に区内にある日本大学文理学部百周年記念館で開催しまして、2022年度よりも多い約2500名の方に来場いただきました。なお、本年は場所を、成城学園前駅が最寄りの成城ホールで11月30日に行う予定です。

続いて、5ページを御覧ください。基本方針2、誰もが安心して暮らせるまちの実現で

す。(1)外国人への日本語支援では、実績管理である外国人向け日本語教室について、令和4年度の申込み状況を踏まえ、開催回数を年3期から年5期に拡充し、受講者数が増えたことにより、多くの学習ニーズに応えることができました。令和4年度に実施した世田谷区における外国人区民の意識実態調査では、約6割の方が外国人向け日本語教室を知らないと回答していることから、区に転入する方に配付する外国語版生活便利帳、Life in Setagayaというんですけれども、そこにチラシの折り込みや、世田谷線、そういった駅のポスター掲示などをしまして、引き続き効果的な周知を図ってまいります。

(3)生活基盤の充実においては、せたがや国際交流センターと連携し、外国人の方への情報発信や相談案内を充実させるということで、実績管理としましては、せたがや国際交流センターへの来館者数を挙げております。2020年の開設以来、毎年増加しておりまして、昨年度は2022年度から約800人増加しまして、4865の方が来館されました。

続いて、6ページを御覧ください。基本方針3、多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消についてです。(1)多様な文化を受け入れる意識の醸成においては、実績管理として、区民向け多文化共生講座来場者数を設定しております。こちらは国際交流センターの多文化理解講座、そして、子どもたちが大使館を訪れるイベント等の参加者数を記載しております。2023年度の724人は、2022年度よりも約200人多い結果となりました。今後も様々な機会を活用してまいります。

7ページ下部には、7月18日に開催されました多文化共生推進部会の委員の皆様からいただきました御意見を載せてございます。こちらの御意見に対する区の考え方につきましては、後ほど御説明いたします。

報告書に関する説明は以上でございます。

そのまま続きまして、別紙2、令和5年度多文化共生プラン取組み状況報告書に対する意見への区の考え方につきまして説明させていただきます。

先ほど御説明しました取組み状況報告書に対しまして、第1回の多文化共生推進部会において委員の皆様より御意見をいただきました。御意見につきましては報告書にも掲載しておりますが、ここでは各御意見に対する区の考え方をお示しさせていただきます。なお、こちらの区の考え方につきましては、多文化共生推進部会委員の皆様には、先日書面にて開催しました第2回の部会におきまして報告しております。

その後、委員の皆様より区の考え方に対する御意見も幾つかいただきました。それらの御意見につきましては、この後の説明の中で触れさせていただきます。時間の都合上、幾

つか抜粋して御説明させていただきます。

A 3の資料につきまして、一番左の列より分類、そして意見番号、部会の委員からの御意見を載せており、そのさらに右列に区の方考え方を載せております。

No. 2から御覧ください。全体に関する御意見として、No. 2、全体的に外国人と日本人が対比的に用いられていることが気になったといった記載の御意見をいただきました。区としては、外国人住民に対する取組として、例えば日本語学習支援や多言語対応、外国人相談等があります。そして、日本人住民に対する取組として、国際理解・多文化共生の意識啓発等、それぞれの目的に合わせた取組を行っている一方で、共生社会の実現のためには共生という視点で事業を実施することは非常に重要であると考えます。引き続き、せたがや国際交流センターと連携し相互理解を深める取組を推進していくとともに、取組み状況報告書におきましても、御意見いただきました対比的にということからも、外国人住民と日本人住民を必要以上に比較した記載にならないよう、表現の工夫を検討してまいります。

続いて、No. 3、基本方針1に関する御意見の欄では、外国人ボランティアの活用実績が少ない状況について、地域で活動している人に把握して可視化に努めてはどうかという御意見をいただきました。こちらに対して、区の中の我々、文化・国際課、そして市民活動推進課、せたがや国際交流センター、それぞれの回答を記載しております。書面開催しました先日の第2回部会におきましては、これらの考え方に対しまして、ぜひ国際交流センターと連携し、まずは関係団体の把握をしてほしいという御意見をいただきました。また、地域のボランティアの実績把握につきましては、全体像の把握が非常に難しいこともありまして、第二次多文化プランに記載の事業の中で実績把握が可能なものを計上してまいりたいと考えております。

続いて、基本方針2に関しましては日本語教室に関する御意見をいただきました。No. 5の御意見として、国際交流センターが実施している日本語教室について、初級だけでなく中級など、ほかのレベルの展開を期待しているというものもございます。こちらの御意見に対する考え方ですが、東京都の「地域日本語教育の体制づくり」のあり方におきましては、行政としては、A 1からA 2レベルの基礎的で初期段階の日本語教育に特に関わっていくべきものとされています。ボランティア団体の方々が実施している日本語教室は、会話を通じて地域住民とのコミュニケーションを図ることも目的の1つでございますので、その前段階として、まずは行政が初期段階の日本語教育を提供しております。しかしなが

ら、日本語学習の希望者の方には様々なレベルの方がいらっしゃいますので、外国人住民が自分が学びたいレベルの日本語を効率的に学べるよう、ニーズに合わせた教室開催を検討してまいります。

続いて、No.7におきまして、国際交流センターが毎月作成しているクロッシングセタがやニュースレターについてです。現在は翻訳言語が英語、中国語であるが、さらなる多言語化を進めることにより、情報発信機能の拡大につながるだろうとの御意見をいただきました。御意見に対しましては、クロッシングセタがやニュースレターは、セタがや国際交流センターが発行している情報媒体ですが、国際関連の施設、文化・国際課もそうですけれども、各総合支所でしたり出張所を中心に区民が気軽に手に取れる情報として、紙媒体、そしてホームページで毎月発行しております。今後、さらなる多言語化に当たりましては、翻訳機能などを活用しやすいよう、ウェブサイト上での情報発信を行うことについても検討を進めてまいります。

下のところの基本方針3に関する意見として、No.9におきまして、来場者数が増えている事業については成功している理由を踏まえ、ほかの事業においても参加人数が増えるような仕組みを考えてもらいたいとの御意見をいただきました。文化・国際課の欄にありますとおり、セタがや国際メッセなどのイベントは実施する会場の規模によっても参加者数の増減が見込まれますが、前年度の実績等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、より多くの区民が参加できるよう引き続き工夫してまいります。また、セタがや国際交流センターの回答として、多文化理解講座などの体験型講座においては、講師の負担や会場の問題等から1企画に参加できる人数に制限が生じてしまいますが、一方で、外国人との交流会や映画上映会は連携団体との調整やテーマにより多様化を図ることができるため、実施回数や開催場所をより広げて展開できるよう検討いたしますとしております。

書面開催しました第2回部会におきましては、これらの考え方に対する意見として、会場の規模以外にも、ほかの事業に生かせるような成功理由が見つかるということや、体験型講座については他会場での実施も視野に入れつつ、交流会や上映会はこれまでどおり行い、今後は多様な方が参加しやすい講座にしてほしいという御意見をいただきました。

別紙2につきまして説明は以上でございます。

今年度より冒頭お話ししたとおり、新たに第二次プランがスタートしておりますので、これらいただきました御意見を踏まえ、セタがや国際交流センターや庁内の関係各課とも

連携しながら、引き続き取組を進めてまいりたいと思います。

以上、駆け足となりましたが、説明は以上でございます。

○会長 どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見ありましたらお願いいたします。取組み状況報告書と、それに対して委員の皆様から出た意見に対する区の考え方、2つを御報告いただきました。

いかがでしょうか。どなたからでもお願いいたします。

では、それを待っている間に、先ほどの質問、答えは分かりましたか。なかったですか。ありましたか。

○事務局 先ほど委員からいただいた御質問で、こちらの調査が毎年、広報広聴課で行っております区民意識調査を基にしており、全世代のトータルの数値では、男性が77%、女性が92%という結果なんですが、世代別にも数値の隔たりがあり、女性に関しましてはおおむね9割以上の数値となっており、男性は若年層が高くなっておりまして、若年層に比べると高齢につれてその数値が少し落ちていくといった傾向がありまして、その平均を取りまして84.5%といった数値になってございます。

○会長 どうもありがとうございました。

固定的男女役割分担についての解消が必要だと思ふ人の割合について、男女差があるかということの御質問だったんですけれども、今のような傾向があるということの回答をいただきました。

よろしいですか、何か。さらに質問とかありますか。いいですか。女性のほうは、ほとんど9割以上ということで、男性のほうはそこへいくと70何%でしたね。高齢のほうが、どちらかというところ解消する必要はないという考え方が多いんですね。それに対して、若い方のほうは解消する必要があるという考え方に賛同している方が高いといったような傾向があるという調査結果でした。

この点につきまして、ほかによろしいですか。これは先ほどの報告事項(1)についての説明についての質問だったんですが。

そうしましたら、報告事項(2)について御質問、御意見ございましたらお願いいたします。こちらはいかがでしょうか。

何か面白かったんですけれども、すみません、面白いという言い方はないですね。最初のほうの数値目標ですね。概要版の一番最初の1ページですね。目標値の80%以上だった

んだけれども、実際にはそんなにはならないんですね。これは、80%というのは、調査がなかったから取りあえずその辺にしておくという感じだったんですかね。すみません。

先ほど、これは調整して、もうちょっとちゃんと数値目標を定めたというお話でしたけれども、実態に合わせて、より目標になるような数値にしたということでよろしいのでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

○文化・国際課長 それでは、文化・国際課長のほうからお答えさせていただきたいと思っています。

今、会長が御発言なさったとおりでございまして、第二次プランというのが、この4月からスタートしたわけなんですけれども、このプランを作成するに当たっての基礎調査を、今の御報告したような調査内容も含めてですけれども、行いました。その結果、やはり当初80%というのが全てに共通した数字だったんですが、なかなか難しいと。もっと実態に即した数字をとということで、今回、例えば多文化共生が進んでいると思う区民の割合につきましては、令和9年度末、2027年度末になりますが、55%ということで落としております。その他の数字についても軒並み、ちょっと下方修正をさせていただいております。

そうはいいましても、私どももやはり数値目標を上回るような取組をしなければいけないと思っています。先日の部会におきましても、国際交流センター、クロッシングセタがやですが、そちらのほうもメンバーとして来ていただきまして、今まではクロッシングのメンバーは入っていなかったんですが、そちらもメンバーに入れさせていただいて、先生方からの御意見や私どもの取組、クロッシングの取組、その辺を具体的にお話しさせていただいた次第ですので、今後頑張っていきたいと思っています。

○会長 よろしく申し上げます。

新しい数値目標は、第二次多文化共生プランは皆様のお手元にもありますかね。その中の6ページに新しい数値が出ているんですね。80%以上だったって、多分、大分リアリティーのある目標値になったのかなというふうに思います。でも、あまり低過ぎても、設定してもまた怒られちゃいますしね。目標は常に高くというような御意見もございしますので。でも、あまり高過ぎても、目標に絶対届かないだろうと思えるような数値もまずいというところで、なかなか目標値の設定というのは難しいですね。

いかがでしょうか。

○委員 御報告ありがとうございました。改めてこの一覧表で拝見をしますと、先ほどおっしゃられたように、文化・国際課とせたがや国際交流センターの連携が前回のプランに比べ今回のプランでは重視されるようになってきていると思っはいるのですが、この2つが、現在どのようなかたちで連携や情報共有をしているかというのを、少し教えていただけると、その後の4年間のプランがスムーズに進んでいくのかと思いましたが、いかがでしょうか。

○文化・国際課長 それでは、今の御質問についてお答えさせていただきます。

クロッシングせたがやですけれども、こちらにつきましては、今年度から区からの、昨年度まで区で行っていた事業、例えば外国人向けの日本語教室であるとか、そういった事業につきまして、実は、クロッシングのほうで今年度から実施しております。やはりクロッシングの認知度を上げるというのも、私ども、本当に取り組まなきゃいけない1つの事項だと考えてございますので、まず、クロッシングのほうにお出かけいただけるようなものを一緒に取り組もうとしています。そういう意味では、私どもがやっております外国人の方の専門相談であったりとか、あと、外国人と日本人の意見交換会であったりとか、そういった様々な私どもがやる機会を捉えて、クロッシングの方にも来ていただいて、そこでPRをするというようなことも取組としては始めております。逆に、クロッシングに私どもも機会あるごとに足を運び、別に用事がなくても会話をし職員同士のコミュニケーションを図る。そういったこともなるべくやるように工夫をしているところです。

全体的に、こういう審議会とか部会にもクロッシングも関わっていなかったんですけれども、そこも今年度から関わっていただくような形で。審議会はちょっと別ですけれども、部会のほうでは関わっておりますので、機会を見まして、いろいろと私どもと情報交換やお互いの活動の様子、そういったことを進めていきたいと思ひます。

あと、世田谷区の中に大使館、特にアフリカの関係なんですけれども多いんですが、例えば今回、アンゴラの大使館で世田谷区内の小学生がお邪魔をして、大使館で皆さんと交流しようというイベントをやりました。それはクロッシングが企画したイベントだったんですね。そこには私たちも行きて、一緒に軽食を楽しんだり、あと、国のいろいろな事情を聞いたり、面白かったのが、子どもたちがパスポートをもらって、そこで入国審査を受ける体験をやっています。こういったことは行政はなかなかできないんですけれども、クロッシングならではの取組だと思ひますので、そういった取組を広げてまいりたいと思ひております。

○会長 どうもありがとうございました。

いかがですか。また御質問……。大丈夫ですか。

○委員 ありがとうございます。今後も密接に連携をとっていただき、さらには地域の人たちも関わっていきけるような連携へ発展していくことができればよいと思いました。ありがとうございました。

○会長 どうもありがとうございました。

今のことに関連しましても結構ですが、ほかにございませんでしょうか。いかがでしょう。

○委員 基本方針の2でございすけれども、外国人向けの日本語教室受講者数、23年度が87名という御報告をいただきました。この87名の属性は何かお分かりでしょうか。

○会長 分かりますか。

○事務局 そこまで把握をしていないので……。

○会長 今ちょっと把握できないということですね。

○事務局 そうですね。

○会長 アンケートではそうした在留資格に関する項目はないと考えてよいのですね。あと、どんな属性に関する質問項目があるかを、その辺を教えていただけると。

○文化・国際課長 実は、ちょっと今日、資料はお持ちしていないのですが、世田谷区に住民登録をなさって、外国人登録をなさっている方、この方々の属性については一応調べておりまして、大体多いのが、もともと永住されている方とか、あと、若い方ですと留学生が多いです。あとはお仕事も、永住者が一番多くて、次が技術・人文知識・国際業務、次が留学生、そういったような形になっていますので、来ていただいた方がここに属している方なのか、それとも何か、ここではなくて、PRしているものを御覧になっておいでになったのかは、ちょっとすみません、この日本語教室の分類はしていないんですが、区の住民登録をしている方の属性としては、今お話ししたような形にはなっております。

○会長 区の全体は分かるけれども、この87名でしたかね。昨年度の日本語教室にいらした方の詳しい属性は、アンケートでは取っていないということですね。

そうすると、それでは、この審議会の後に何かお知らせするというのも難しいと思っ
てよろしいんですか。データがなければ。

○文化・国際課長 過去は取るのが難しい部分もあると思いますので、今年度、先ほど申し上げたようにクロッシングでこちらの事業をやっておりますので、まだ全部終わったわ

けではありませんので、途中からでも把握するように工夫したいと思います。

○会長 この件、いかがいたしましょうか。確かに多くの質問項目を聞けば、今後の事業の展開に有益な情報が得られるとは思いますが、聞かれる方の外国籍の方の視点から見れば、日本語を学びたいのでここにきているというときに、アンケートで細かく自分のことを聞かれるということをどう思うかも考えなければいけないのかなと。情報を書かなければいけないのなら参加をやめるとか、そういうことはないんですか。その辺の感覚がよく分からないものですから、御意見をいただきたいと思います。

○生活文化政策部長 逆に、ほかにこういうことを聞いたらどうかということも、もしあれば。

○会長 それでもいいですね。こういうことをアンケートで聞けるんだったら聞いたら、施策に役立てることができるとか。やはりその辺が情報がないと、どういう方にうまく情報が伝わって、どういう方には伝わっていないかが分かりにくいんですよ。そういうことを考えますと、我々はたくさん情報が欲しいんですが、外国の方の中には、自国での経験などから公務員をあまり信頼していない方もいらっしゃるかもしれません。いかがでしょう。皆さんのほうから御意見ありましたら。

○委員 御説明いただきましてありがとうございます。概要版の1ページを拝見しまして、今回、第一次プランの最終年度の報告ということで拝見しておったんですが、例えば、この数値目標の(2)や(3)について、2023年度と2024年度の比較はあって、数値が上昇していることは見て取れたんですけども、この一次プランの期間全体を通じて、要は、このプランを策定したことでどういうふうに変わってきたのかみたいなどの総括を知りたい。ちょうど最終年度ということなので、分かってありがたいなと思ったんですが、この(2)や(3)の部分については、このプランの期間を通じてどのように数値が変わってきたかということは、何かお分かりでしょうか。

○事務局 今、御質問いただきまして、概要版の1ページのところ、数値目標で記載されている中の(2)、(3)について、第一次プランでの推移の状況がというところで、お答えできればと思うんですけども、今、お手元に配付している世田谷区第二次多文化共生プランの、例えば22ページをお開きいただくと、第一次プランの評価についてということで記載をしています。そこで第一次プランの策定時の数値、そして2023年度の結果数値等を載せておりますので、ここのところが第一次プランの評価としての結果を載せておるところです。

例えば、その続きの24ページの中段に、重点施策に基づく数値目標及び結果ということで、外国人の生活基盤が充実していると思う区民の割合を記載していますね。ここが、今、第一次プランの策定時の数値として、2019年、38%ということなんですが、2023年度の数値で52.5%、そして直近の2024年度では53.7%といったような形で推移しているので、第一次プランから、例えばここは10%以上伸びているというような状況ですね。

ちょっと分かりづらいというか、過去のも載せられたので、御指摘のとおり、ちょっと分かりづらい見え方になったのは申し訳ないです。

○会長 本編にはあるようでございます。それを見れば、決めたときから、なるべく古い数値から近いところまでの変化が分かるようになっていくということでございます。

この点についていかがですか。何か御意見ございますか。

○委員 大丈夫です。

○会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。このことでも結構ですが、ほかのことでも。よろしいですか。

○委員

男女共同参画のプランも多文化共生プランも、素晴らしいなと思って拝見しております。ありがとうございます。そういった中で、すごい難しいなと思うのが、インターセクショナリティの視点って、結局プランのどこに入っていけばいいんだろうという。どっちのプランに対するコメントというわけではないんですけれども、やっぱり世田谷のこの審議会のよさって、その両方がいるということだと思っています。

私自身、トランスジェンダーで、幼少期、帰国子女だったので日本語がほとんどしゃべれなくて、発達障害もあるという状況の中で、幾つものインターセクショナリティの、その真ん中にいるような人って、実際暮らしている中で、どのプランでも一部分でしか対応されないということって暮らしづらさにすごくあるよなと思ったときに、1つ1つのプランは素晴らしいんですが、それをどう交差させていくのかみたいなのところをすごく悩まがります。

直接の何か提言でもコメントでもないんですが、この審議会だからこそ、次の一步をどういうふうにしたらいいのかなというところを悩みましたというような思いです。

○会長 どうもありがとうございます。大變的確な御意見でございますが、大變難しい御指摘でもあったと思います。

インターセクショナリティにつきましては、今、いろんなところで問題になっておりまして、やはり1つずつのプランの中で、多文化共生とか男女共同参画とか、それぞれの中でいろいろないい計画をしていますが、それぞれだとやっぱり落ちちゃうところがあるんですよね。重要な、重なったところの方々の声を聞いていないという難しさがあるので、それを、どこかの形で、ここならば何か次の一步としてできるのかなという、そちらの方向での何か方向など、お考えがあるかということですね。

気持ちは大変分かるんですが、頭のこっちのほうでは難しいなと思っておりまして、いかがでしょうか。こちらにつきましてはどちら様に伺うのが……。難しいのか、あるいはちょっと無理なのか。その辺のあたり。

○文化・国際課長 文化・国際課長の見解、私のほうから。

本当にごもつともな御意見だと思っています。どうしても私たちは、本当に仕事をする上で、行政はよく縦割りと言われるんですけれども、私ども、国際とか多文化といったときに2つのセクションでやっています。ですので、今の御意見は本当に私どもの施策を進める上で、共通の認識として捉えていかなきゃいけない部分だと思っていますので、両課でいろいろ、こういった審議会も含めて進めていくときに、頭の中に必ず入れるようにして取組を進めていきたいというふうに文化・国際課は思っております。すみません。

○生活文化政策部長 すみません、1個戻っちゃうんですけれども、第一次が2019年スタートなんですね。2018年の数値を持っていたものは、この第一次のほうに載っているんですけれども、それ以降、経過的に取っていつているので、そのまま追跡してもらっているという形で、一次策定時のものがそのときなかったという、一次の報告になっていると。そういうことでございます。説明になっていましたかね。

先ほどの1番のところは2018年にもともと数字があって、2番、3番については、そのとき18年の数字を持っていなくてスタートした。19年から。だから、策定時はこのとき把握していなかったもので、一次の流れとして、今、報告ではこうなっていると。ただ、二次のほうではそれを逆に踏まえまして、2019年策定時となっていますけれども、一番最初に立ち上って、そこからの形になっているという流れになっております。申し訳ないです。

○会長 そちらのプランを策定するときに割と新しかったので、その事情で最初のことからの比較というのが、あるものとないものができているということだと思っんですね。今度はそうはならないですね。もう二次プラン、三次プランになっていけば、データはちゃんと積み上がっていくので。最初のこときは、どうしてもそういうところはございますよ

ね。ということがあったということで御説明が追加されました。

○委員 どうもありがとうございます。

私の質問のコメントの意図も伝わりづらくて申し訳なかったんですが、この一次プランということが、ちょうど最終年度でしたので、この5年間で、当時ではなかったとしても、その5年間でどういうふうに移ってきたのかというものが、もちろん二次プランの厚いほうのものには含まれているということかと思ったんですが、一次プランが終わったタイミングの報告書ないし概要版で5年間の推移がもし分かると、ありがたいかなと思ったという、それぐらいの、本当にそういうことでございましたので。すみません。よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○会長 今の件、よろしいですか。

広報としても、5年間でこのプランを立てたので、こんなに変わったよみたいなことが言えるのであれば、もちろん効果的な広報になると思うんですけども、それが言えるかどうかですね。そういうのもありますので、広報の仕方について教えていただいているということでもあろうかなと思います。ありがとうございました。

あと、いかがでしょう。

インターセクショナル리티の話が少し出ておりましたが、一番のインターセクショナル리티を考えると、私個人の意見としては、複数の差別をやっていると、その間で誰かの声を聞かないときがあるんですよ。落ちちゃうときがあるんです。それがインターセクショナル리티を考える時に注意すべき最大の問題だと思います。この概念を最初に出したキンバリー・クレンショウという人がいるのですが、彼女の出した例では、ある職場が人種差別や性差別があるかを判断した時に、黒人女性の人たちの経験を誰も調べないままに結論が出されたことを、問題にしているのですね。人種差別問題は男性労働者だけで白人と黒人を比較した。それから、性差別問題では白人労働者の女性と男性だけで比較した。つまり結果として、黒人の女性についての状況は誰も聞かなかった。そういうことが起こる。そこが一番のポイントになってきて、複数の問題が重なってくると、その問題の中で誰かの声を聞かないままに、黒人問題といたら、もうやっぱり男性の経験が中心になって話が進んでしまう。ジェンダー問題といたら白人の男女間の問題が中心になってしまう。そういうことばかりやっていると、その間で声を奪われる人たちが出てくるという、そのところに一番ポイントがあるので。

ぜひ、だから、今後、2つの報告書のプランでやっているわけなんですけど、それらの中

で落ちているような人々というのかな。その声を聞くことを私たちが忘れていたような人はいないかみたいなどころを丹念にチェックしていただくのが、一番大事かなと私は思っています。

取りあえずとしてはね。本当はもっといっぱいやらなきゃ駄目よ。だけれども、取りあえずとしてはそこが最大だろうというふうに思うんですね。これは個人の意見なので、すみません。

ほかの方、いかがでしょうか。大変よい御指摘だったと思います。何で一緒にやっているのよという話になりますもんね。そうじゃなかったら、審議会をせっかく一緒にやっているの、それぞれ別々で終わっていたら終わっちゃうじゃないということになっていると思いますので。

○委員 今の御指摘で、やはり外国人と日本人というところにおいても、ジェンダーの問題など重なってくると感じました。そのため、どのような枠組みで調査やプランを設計すれば発展的な計画ができるのかということを改めて御指摘を踏まえながら考えました。ありがとうございました。

○会長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。今のことでも、ほかのことでも結構です。よろしいですか。

それでは、報告事項3に移らせていただきますが、よろしいですか。

では、移らせていただきます。

それでは、報告事項(3)に移ります。次期プラン策定に向けた「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」の実施についてでございます。このことについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、私から報告させていただきます。

次期プラン策定に向けた「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」の実施についてということで、資料3-1に概要、3-2としまして調査票をつけさせていただいております。こちらは昨年度末よりずっと協議をさせていただいております、男女共同参画に関する区民意識実態調査、おかげさまで調査項目ですとか回答紙、調査用紙が固まりましたので、これについての報告をさせていただきます。

委員の皆様にも、9月下旬になりましたでしょうかね。事前に最終案のメールを送付させていただきまして、そちらのほうでも御確認いただきまして誠にありがとうございます。

前回の審議会から少し時間がたっておりますので、改めまして資料３－１で概要を簡単に説明させていただきます。

まず、１の主旨でございますけれども、区では５年ごとに区民の意識ですとか家庭や仕事、子育ての観点から定期的に実態調査を行っておりまして、これらの具体的施策の検討ですとか、新たな男女共同参画プランの基礎資料ともするために調査を実施しています。なお、前回は令和元年度に実施しています。

２の調査概要ですけれども、郵送調査、調査用紙の郵送による調査、こちらに、前回は若年層にはウェブの調査も行っていたんですが、今回は全ての方にウェブでも回答できる、併用で回答できる仕様で行っております。例えば、スマートフォンで今、調査をやっていた方も多いかと思うんですが、そちらのほうも、例えば途中で何か用事があったて止めてしまったとか、そういった場合も一時保存ができて、途中から操作もできるというような。こちらも回答率の向上を目指した取組として、そういった仕様で業者にはお願いしているところです。

調査対象につきましては、前回同様、３０００人を区内の無作為抽出で対象としておりまして、その内訳としましては、日本国籍者２９１０人、外国籍者の方には区内の人口の外国者の割合に応じまして、その割合から、前回調査は８０人だったんですが、今回は９０人というふうにしております。また、外国籍の方にはルビつきの日本語ですとか、英語に翻訳した案内文ですとか、また、翻訳した調査用紙をセットで送付させていただくことを考えております。

(３)ですけれども、令和６年１１月１日から１１月２２日、こちらを調査期間としておりまして、その他、事業者委託により、もうこれは入札によって業者が決まっておりますけれども、業者委託によって行います。

３の質問項目ですけれども、継続項目としまして、実態調査は経年での調査を基本としておりますので、継続して行う「家庭生活と家族観」ですとか「労働・職場」、「仕事と子育て」等を継続して調査をいたしますが、前回、調査実施時からの社会情勢の変化ですとか、男女共同参画・多文化共生推進審議会の皆様からの御意見も踏まえまして、新たに加える項目として、男性特有の生きづらさ、また、コロナ禍を経た環境変化、区の政策に関する項目、こちらを追加しております。

裏面はスケジュールの詳細になりますけれども、本日、男女共同参画・多文化共生推進審議会での実施の報告をさせていただいております。現在、業者に対象者のリスト、調査

票等を既に送付しております。11月1日に発送をする段取りで進めておりまして、その後、間に、こちらも回答率の向上を目的としているんですけども、提出のお願い文書ですとか回答へのお礼文の送付を挟みながら、11月21日、約3週間ですけども、返送期限として実施します。12月中旬の集計結果報告等の納品と並行しまして、その後、分析を行いながら、2月下旬を目途に報告書として審議会でお示しできればと考えております。

続きまして、資料3-2を御覧ください。こちらが、9月下旬に委員の皆様にもメールにて御確認いただきました最終案の調査票でございます。この調査票は、先ほど申し上げましたが、経年での比較を分析するということもありますので、新たな項目というのは、先ほど申し上げました新しい項目が大きな変更点ではあるんですが、皆様から様々御意見をいただきまして、それを踏まえ、設問ですとか回答肢のところの変更について、主立ったところを御参考に少しお示しさせていただければなと思っております。

例えば、資料3-2なんですけれども、こちらは1ページ目になりますが、最初のF3-1ですが、あなたの世帯の就労状況は次のどれに当たりますか。これは確定版のもので、こういった表現になっているんですが、前回までは、あなたの世帯は共働きですかというような、イエス・オア・ノー・クエスチョンのような聞き方をしている内容でしたので、こちらとしては、要は、就労状況を聞きたいわけなので、そちらのほうは御覧のとおり、あなたの世帯の就労状況はというふうに変えさせていただいております。

続きまして、例えば項目2の家庭生活と家族観についてというところなんですけど、これは、回答のところでも御覧いただきますと、1、いつもしている、2、ときどきする、3、ほとんどしない、4、まったくしないというふうになっておりまして、前回は、この1と2の間に割とよくやるという選択肢がありました。そうすると、するというニュアンスの意味を持つものが3つ、しないというニュアンスを持つものが2つということになりますので、その辺の公平性とか、そういったところを考えまして、いつもしている、ときどきするという、するという2つの表現、ほとんどしない、まったくしないというような2つの表現というふうに均等にしました。というところです。

続きまして、少し飛びまして、2ページ目の一番下の項目5、介護についてです。こちらは様々御意見をいただきまして、特に回答肢のところでも、配偶者のところに「(事実婚やパートナーを含む)」を入れたというところはいいんですけども、前回まで、今ですと、4が娘の配偶者(事実婚やパートナーを含む)、5が息子の配偶者(事実婚やパートナーを含む)となっていますが、当初、息子の妻という表現だけだったんですね。あたか

も息子の妻がするという前提のような、そんなニュアンスもありましたので、その辺も均等に、この辺は皆様の御意見を踏まえまして変えさせていただいております。

続きまして、3ページ目ですね。これも先ほどと重複するんですが、項目8のところの間26で、これも回答肢のところが、平等になっている、ほぼ平等になっている、あまり平等になっていない、平等になっていない、わからないというところで、これは前回までは3の、あまり平等になっていないという回答肢がありませんでした。これも先ほど同様、肯定的な表現と否定的な表現が数が合わないというところで、これも平等に公平に回答肢をつくり直しております。

続きまして、項目11ですね。これは、新たに冒頭申し上げました男性特有の生きづらさについてというところで、これは当初は男性だけに聞いたほうがいいのかなとか、いろいろ議論がありまして、とはいえ、男性の生きづらさを図るために、女性の生きづらさというのも一緒に聞いて、その上で、また男性の生きづらさを深化させていく、そういった聞き方というふうに、この設問と回答のつくりを、いろいろ御意見を踏まえて作成させていただきました。

続きまして、項目12の性的マイノリティについてのところなんですが、こちらは、特に間39ですね。あなたは性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために何が必要だと思いますかという設問に、現在はしておりますが、前回までは、あなたは性的マイノリティの方々の人権を守る啓発や施策について必要だと思うかというような設問でした。社会的な流れもありまして、性的マイノリティの認知度ですとか、人権を守る啓発施策は当然だよねという風潮もございますので、もっとそれよりも何が必要なのか、そういう観点の質問に変えさせていただいております。

間40に関しましては、この間、新しくファミリーシップの宣誓ができましたので、それを追記したということになってございます。

項目13のコロナウイルス禍を経た環境変化については、新しい項目なんですが、この間のいろいろ、コロナにおいてどういう状況になったかということ、調査結果としてこちらのほうで把握したいために新しく追記させていただいています。

最後の項目14、区の政策についてなんですけれども、こちらは区のほうでいろいろ成果指標等、把握したいところもございまして、丁寧に途中に説明などを入れさせていただきながら、少しでも回答者の方が唐突感のないように、分かりやすいように工夫して作ったつもりでございます。例えばジェンダー主流化のところですか、なかなかなじみのない

方も多数いらっしゃると思いますので、そういったところも説明も読んでいただきながら回答できるような調査票にしてみたつもりでございます。

以上が、全てではないんですけれども、大まかな新しい項目以外の変更点でございます。重ねて皆様には御礼申し上げます。ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

いろいろ思い出しました。いろいろ検討しましたね。どうもありがとうございました。何か御質問とかありますでしょうか。

事前にちょっと確認したんですが、もうフィックスしているので、これから直すというのは難しいんですね。調査票について。なんです、これからどういうことについて分析してほしいみたいな御希望というのは、今お出しになると、やっていただけるようでございますので、何かありましたらそういう点でも。

どうぞ、お願いいたします。

○委員 説明ありがとうございます。

今後ということで、例えば年齢なんですけれども、70歳未満になっていますよね。これはもう少し上げてもいいのではないかなと思います。やはり皆さんお元気な高齢者が増えておりますので、もう少し上げて。お願いします。

○事務局 おっしゃるとおりだと思いますので、そちらのほうは検討してやらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○会長 これまでずっと一貫して70歳未満なんですか。

○事務局 そうですね。経年調査というところもありますので、この年齢では設定してはいたんですが、人生100年時代とも言われますし、そういったところで、経年調査、実態調査にそぐうように検討しながらやらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○会長 高齢者の比率が増える可能性はありますのでね。ということを考えますと、人口比から言っても、もうちょっと項目があってもいいかもしれません。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。今後の御希望、調査票の御希望でも、分析方法の御希望でも、今回フィックスしているので無理なんですという前提で、御意見ございましたらお願いいたします。

でも、大分御苦勞いただいたかいがありまして、私個人としては、よく直っているなと。申し訳ない。何か前は、ちょっと唐突感があってとか、いろいろあったんですよね。何でここでこれを聞くかなみたいな。すみません。そういうものがかなり滑らかな感じになっているので、区民の方もあまり唐突な感じにならずに、お答えしやすいのではないかというふうに思って読ませていただきました。

ほかはいかがでしょう。

○委員 ありがとうございます。

あまり議論の経緯を存じ上げないで申し上げるのですが、言葉の中には一般の方には多少なじみのないものもあるような印象をもちました。この調査票の中には説明があるんですけども、関心のある方は少し解説が見られるように、例えばQRでホームページに飛ぶですとか、そういったような何か工夫などがあり、その用語が平たい言葉で紹介されていると、理解も進むかという感想を持ちました。

○会長 今はそうはなっていないんですね。ホームページ。なっていないですね。今後どうするかということに関連して、調査ということと、それから、その辺のあれが難しいところかなと思ったりもするんですけども、あとは、ずっと継続して同じような調査をしているというあたり。でも、御検討いただくことはよろしいんじゃないですか。

○事務局 そうですね。検討させていただきます。ありがとうございます。

○会長 あと、いかがでしょうか。なかなか難しい言葉も出てきたり、ジェンダー主流化とか。あと、何でこの調査票でこういうことを聞くかの説明だったり、いろいろ御苦勞いただいたと思います。よろしいですか。

○委員 新たに加える項目として男性特有の生きづらさに関する項目が入ったわけですけども、これを入れるとき、逆に、女性特有のという御意見はなかったんでしょうか。

○事務局 男性の生きづらさの中で、男性、女性というところも聞いているんですが、今回、男性に特化した理由というのは、あまり今までの男女共同参画の実態調査の中で、なかなかされていなかったというところと、あと、やはり一般男性は、なかなか人に相談しづらいですとか、あと、女性よりも自殺率が高い、抱え込みやすくてとか、そういったところもありまして、男性の望まない孤立というか、そういったところも調査結果として施策に反映できるようなところを狙って、男性の生きづらさを項目にあげさせていただいております。

○委員 ありがとうございます。

そうしますと、この設問の中で問34は、男性らしさ、または女性らしさということで、この場合ですと、回答者が男性の場合でも女性の場合でも回答できると思うんですが、例えば、問35について、男であるがゆえに生ずる云々とありますね。これも、女性の方もこれについてあなたはどうか考えるのかということで、もし自分が男性であったならばということで、回答するのでしょうか。

○会長 その辺、どうなんでしょうか。ここには除外にはなっていないですね。この調査票はね。男性の方だけがお答えくださいという。上のほうには、どの性別の方もお答えくださいとなっている。

○事務局 いや、ここの問35も、どの性別の方も対象です。

○会長 同じなんですね。全部。

○事務局 はい。同じです。

○会長 ということで、調査票はそれでいいんですよね。

○事務局 はい。

○会長 これは女性の方にも男性特有の負担感や生きづらさについて答えていただくわけですね。女性の方にもね。後で分析するときには男性と女性で分けるという形になるのかな。

○人権・男女共同参画課長 そうですね。あと、委員から御質問のあった、女性がもし自分が男性だったならばという意味ではなくて、社会一般的に、きっと女性から見て男性ってこうじゃないかなという意識を、ここで女性の方に聞いて、男女別でソートをかけて、それぞれの意識の違いを見てみたいという意図でございます。

○委員 そうしますと、回答者が男性の場合ですと自分自身のことを答え、女性の場合には男性はこんなことを考えているのかなというイメージですね。

○人権・男女共同参画課長 はい。社会一般的に、女性から見て男性ってこうじゃないかな、こう見えるなというところを伺いたいという意図でございます。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 結果が出てきてどうなるかというところですけども、男女別に分析すれば無理に、前は男性だけに答えてもらったりなんか思っていたんですが、女性に聞いても別にいいかなという話になったものですから、分析するときには男女別にちゃんと分けてやれば、結果としてはちゃんと分析できるんじゃないか。そういう視点で行っているんだそうです。分かりました。

いかがでしょう。ほかに。

○委員 ありがとうございます。

まず、1点目として、私も先ほどの委員と同じく、男性特有の生きづらさという項目があるならば、バランスのために、女性特有の生きづらさというのは、やっぱり欲しいですね。例えば逆に、リーダーシップが任せられないとかというような、本当に似たような項目も設けていただいてもいいんじゃないかなと思いました。

もう1つなんですけれども、これは全体として、男女共同参画なので入れづらいかもしれないんですけれども、何らかの形でやっぱり多文化共生的な視点も入れられるのであれば、例えば男女で外国人の場合は働いたときに、どのような考えを持っていますかとか、先ほどの複合性という視点とも関係してくるかと思いますので、ぜひ今後、多文化共生からの視点、項目も入れていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 項目があればというところもあるんですけれども、女性特有の生きづらさというのもつくってほしいということと、それから、その絡みで多文化共生とか外国籍とかということとの関連のあるような、今度、新しい項目をつくりましたよね。同様に次回の調査のときには、そういう項目を考えたっていいんじゃないかということですね。ということで、将来に対する1つの希望ということでお聞きいただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。御意見踏まえまして検討させていただきます。

○委員 どうもありがとうございます。

今の外国籍の方の観点からもという、次の調査ではというお話もあったんですが、これは集計するときには外国籍の方にも聞いていらっしゃるので、そういうふうな集計もされるというふうな理解でよろしかったでしょうか。

○事務局 はい。そのとおりでございます。

○委員 比較の観点での分析みたいなこともされるということで、よろしいんですね。ありがとうございます。

○事務局 大丈夫です。

○会長 対象者のほうには外国籍の方が入っているんですが、今の御質問、先ほど御希望というのは項目ですね。項目として多文化共生に関わるような男女共同参画の調査でも、多文化共生に関わるような質問項目もあっていいという御意見でしたよね。そうだと思います。両方とも大事な御指摘。

いかがでしょう。そうしたら報告事項(4)のほうに進ませていただきます。

報告事項(4)は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う検討状況についてです。このことについて事務局から御説明をお願いいたします。

○人権・男女共同参画課長 それでは、事務局のほうから説明させていただきます。

資料4、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う検討状況についてでございます。こちらは区議会の区民生活常任委員会で9月2日に報告をさせていただいた資料でございます。

まず、こちらの困難な問題を抱える女性の支援に関する法律に伴う対応についてということで、第1回の審議会、6月の審議会でも一度報告をさせていただいたものでございますが、第1回の審議会から時間が空いてしまいましたので、簡単にこの法律について一言説明させていただきますと、こちらは令和6年4月、この4月から施行になりまして、もともとは売春をなすおそれのある女子の保護、更生を目的とする旧売春防止法がございました。その法律に基づいた婦人保護事業、女性支援事業がございましたが、そこを切り離しまして、女性の人権の保護、福祉の増進、自立支援等の視点を入れて刷新しまして、女性の意思を尊重されながら、きめ細やかで寄り添った計画的な支援をすることによって福祉が増進されまして、安心かつ自立して暮らすことのできる社会の実現を目的として制定された新たな法律でございます。

ちなみに、売春防止法自体は66年前に制定されておりまして、女性の支援ということを、女性の人権支援という観点で刷新したのは66年ぶりになったという、非常に大きな意味合いのある法律でございます。

この法律に対して世田谷区がどういう対応をするかということで、6月のときに一回報告をさせていただきましたけれども、今回は、その検討状況について経過報告をさせていただくという趣旨でございます。

今後の区の対応についてということで、先日も関係所管に学識経験者、当審議会会長に、今回のこの在り方検討会というものを設けまして、座長に当審議会会長をお迎えいたしまして、困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会を設置いたしました。

2に行きまして、検討の実施状況でございますけれども、検討会自体は5月と7月、それで、この間、9月末に第3回を開催しました。それから、こちらの審議会、また、男女共同参画推進部会でも報告をしております。また、DV防止ネットワーク代表者会議でも御意見をいただいたり、また、今回のこの法律が、行政だけで女性支援がなかなかできない部分については、民間団体等と連携をして進めるようにという国の方針も出ております

ので、こちらに記載のあります民間団体等の視察にも事務局で参っているところでございます。

在り方検討会では、こうした民間団体等の取組の現場の状況等を情報共有しつつ、課題等について話し合っているところでございます。

3、あり方検討会における検討状況でございます。まず、(1)は、女性特有の困難さについての共有を丁寧に行いました。やはり女性にと言うと、なぜ女性だけなの、男性も特有の困難さはあるよねというところがございますので、そういったところにつきまして、こちらに書いてありますように、主に生殖活動など女性性に特有の問題ですとか、あとは社会的な、男女の労働環境の格差による社会経済的困難等に陥りやすいというような部分などを共有しております。

また、(2)区の支援の現状等に関する意見交換でございますけれども、この法律に基づいて国の方針が出ております。また、東京都も基本計画が出ております。それらを踏まえてそういったようなところを見ながら、現在の世田谷区の支援の現状の整理として、様々な相談窓口で受けている女性の相談事例を基に、女性の年代ですとか属性をみながら、課題について関係部署と意見交換をしております。

また、(3)関係機関等との連携強化の必要性の共有。こちらも民間団体等の視察ですとか聞き取りを踏まえて、支援の必要な女性の状況ですとか、行政からはなかなか見えない部分の状況、関係機関との連携の必要性を共有しております。

続きまして、裏面に参りまして、4、こうした検討を各部署で行ってきた中で見えてきた主な課題でございます。

丸の最初のポチです。こちらは全体にかかるものでございますが、既に国の支援方針に該当する事業を、区は様々な所管で実際には既に行っていますけれども、ただ、女性特有の困難さという視点で事業を改めて見てみる必要があるということ。

それから、また、早期に必要な支援につなぐための相談窓口や、その機能に関する周知が十分に図られていないのではないか、より一層の周知が必要ではないかというところ。

3番目としまして、支援の届きにくい若年の女性ですとか、中年層の主に単身の女性に対して、なかなか予防的な対応が必要ではないか。そういうところが今、あまり足りていないのではないかというふうなところ。

それから、次のポチですけれども、こちらは性暴力や性虐待ですね。もちろん男性にもありますけれども、やはり女性の場合はそこで妊娠するという大きな違いがございます。

て、そこについて、女性性に起因する困難な実態への対応が必要ではないかというようなところ。

それから、次は、切れ目ない包括的支援を行うために、例えば18歳とか65歳とか、切れ目の年代で支援する部署が変わったりとかするところがありますので、切れ目にならないように包括的な支援をする連携強化が必要であるということ。

それから、女性の相談に係る女性相談支援員とか、各福祉の部署にいる職員、人が人を支援するということで、人材の育成が非常に重要ではないかというところなどを、課題として考えているところでございます。

以上の主な課題を踏まえまして、5の今後の取組みの方向性でございます。大きな方向性としては2つありまして、1つは、全庁的な推進体制を構築していく必要があるというところでございます。女性を取り巻く複雑、また多様化、また複合化が進んでいるという課題への対応のために、今回の新法を踏まえて女性相談支援員を入り口としました庁内連携体制の強化、また、関係機関や民間団体との連携ですとか体制強化に取り組むということ、それから、具体的な手法としましては、新たに国から示されている支援調整会議を実施すること、民間団体との連携も視野にしていくこと、また、人材育成を計画的に行っていくことを考えてまいります。

(2)は具体的な支援策でございます。これまでの検討では、これまで支援が届きにくかった若年女性とか中年層の単身の女性に課題を共有しましたので、これから、個別に検討していきたいと考えています。今後、区の基本的な方針を策定してまいります。現在、全庁的に様々な部署で行われている区の支援策を可視化し、庁内関係部署と連携しまして包括的な支援の提供を目指してまいります。また、東京都の基本計画が出ておりますので、そこを踏まえながら、区としてすべき新たな支援策も検討してまいりたいと思っております。

6の今後のスケジュールでございますけれども、今後、11月、また検討会を開催しながら区議会に方針素案を報告し、来年2月に基本的な方針、案をお示しをしながら、今年度末には方針を策定しまして、行く行くは第三次男女共同参画プランの中に、この女性支援の基本計画として内包していきたいと考えております。

説明は以上です。

○会長 どうもありがとうございました。

今の御説明につきまして御質問、御意見。

○委員 ありがとうございます。

本当に重要な法律を真摯に進めていただいて、ありがとうございます。周知の事実をただ伝えてしまうので恐縮なんですけれども、この法律が施行されたタイミングで、今年の6月に厚労省から通達が出ておりまして、困難な問題を抱える女性の定義というところの中で、性自認が女性であるトランスジェンダーの者についても考慮して含んでいく必要があるという趣旨が出ております。これは非常に重要だと思っていて、トランスジェンダー女性って、やっぱり性暴力被害の経験ですとか生活困窮、あとは様々な差別における被害が総体的に多いというのが常に調査で出ている状況ですので、ここを意図的に含んでいかないと見落とされるなというふうに思っているんですね。

既に厚労省の中では含んでいただいているんですけれども、取組を見させていただくと、その視点、観点が、もしかしたらまだ含み切れていないのかしらというふうに、ちょっと不安に思ったところがあったので、もし今後もテーマ、いろいろなところを視察させていただいたりとか、意見交換していただく中で、トランスジェンダー女性の観点というのもきちっと入れていただけると、すごくうれしいなというふうに思っています。

意図的に入れていかないと無意識に排除されがちというのが、この分野のトランス女性だと思うので、恐縮なんですけれどもお願い申し上げます。ありがとうございます。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。

トランスジェンダーの件につきましては、最初の国の基本的な方針に含まれておりまして、当然、所管課としても十分認識しております。今、特出しはしていないんですけれども、含んで考えておりまして、国のほうでもそれぞれの性自認で女性という視点を考えてくださいというところも言われております。

ただ、御指摘のように、確かに文字化していないと、なかなか見落とされてしまうのではないかというところは、そうかなと思いますので。承知いたしました。ありがとうございます。

○委員 さすがの世田谷だなと思って、杞憂でした。ありがとうございます。

一方で、こういったDVの被害の話とかになると、シェルターにトランス女性が拒否されとか、日々日々そういったことが起きているので、やっぱり含んでいるよ、考えているよということを、ところどころで記載いただけると、より安心するなと思いました。

恐縮です。ありがとうございます。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。

○委員 ありがとうございます。

今後の取組のところの人材育成に関わる内容なんですけれども、やはり女性を取り巻く、ここにもありますように、複雑化、多様化、複合化が進む課題に対応するためということで、何か研修においても、そういったアップデートですとか、新法にも踏まえてというか、環境に合わせて何か新しく追加するような項目とかはあるんですか。いずれにしても、人材育成に、どんなようにそういう今の現状を反映させていくのか。もし何かそういうものがあれば知りたいと思いました。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。新法に伴い、国のほうでも育成プログラムというものを考えておりまして、それを基に東京都が研修を実施しますので、そちらにきちんと女性相談支援員が参加できるようにしたいと考えております。また、主に支所の子ども家庭支援課というところで研修等を行いますけれども、そこも今回のこの女性新法の趣旨を踏まえて、きちんとやっていくというようにも考えております。

いずれにしても、研修はやはり国も都も、かなり充実した研修を示しておりますので、そこにきちんと参加できるような体制を組んでいく、そういうところが重要なというふうに考えております。ありがとうございます。

○会長 国とか都とかが研修を考えているという、そちらのほうに、この相談員の方が研修に行くというようにお考えのようでございます。世田谷でも特別にやったほうがいいですか。ちょっとその辺のあたりのことは今のところは考えていない。

○人権・男女共同参画課長 支所の子ども家庭支援課ですとかも独自の研修をやっておりますので、また、うちの人権・男女共同参画課で実施する、今まではDV等の研修とかもやっておりますので、そこに今回の新法も踏まえて、事例検討会ですとか、そういったところはやっていきたいなというふうに考えております。

○委員 そうですね。せっかくいろんな皆さんが参画して、このテーマについて会議も重ねてきているので、世田谷ならではのことがないかとか、抜け漏れがないかとか、御確認いただければと思います。ありがとうございます。

○委員 困難な問題を抱える女性というところで、若年世代、中高年シングル女性という年齢で提示がされていますけれども、例えば障害の有無とか、様々な社会的な差別を受けている人たちという女性が、この困難につながるということが多いうように私は感じているのです。ですから、多分そのようなことも包括されて御検討いただいていると思うのですけれども、ここに年代だけが提示でしたので、ちょっとそこが気になったというのが

1点です。

もう1点ありまして、予防的対応が必要とあります。この予防的対応というのに、今後、将来的にはという意味合いで、やはり教育的に子どものときから様々な取組を、もう本当に幼稚園、小学校の頃からの取組が必要ではないかと。性教育につながるのかとは思いますが、年齢をぐっと下げて、そのあたりからの教育も必要ではないか、そんなふうに思いました。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。

たまたま若年女性とか中年層というふうな言葉が出てしまったので、年齢というふうに確かに受け取られやすいかなと思いましたが、決して年齢を区切っているというわけではなくて、そこをきちんと年齢以外の部分のところにもスライドしていくというか、検討結果に基づいて、それぞれの対象についてスライド適用していく予定です。おっしゃったように障害とか外国籍の方、ジェンダーの部分というのは、それぞれがまたいでいる、そこで取り扱うといいますか、そういったようなイメージでございます。

あとは、教育のお話がありました。特に若年女性の性被害ですとか、そういった部分、予期せぬ妊娠、ちょっと増えているとかいうお話もございます。こちらにつきましては、学校教育では学習指導要領によるはどめ規定というものがございまして、どうしても妊娠に至る経過は教えないということになっていまして、こちらは保健所のほうでリプロダクティブ・ヘルス・ライツの取組をやっておりますけれども、そこでもなかなかパンフレットを作ったけれども、学習指導要領のはどめ規定があって、全ての子どもたちに中学生に配れないという状況もございますが、ぜひそこは何らかの、学校教育はすぐに指導要領が変わるものではないので、ほかで補完できるような取組をできたらというふうに、この若年女性部会で、考えていきたいなと思っております。

情報がないと、子どもたちも自分たちの身を守るすべも発想もないので、情報提供はしていきたいなというふうには事務局としては考えております。ぜひお力添えいただけるとありがたく存じます。

○会長 どうもありがとうございました。よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。よろしければ最後の1つに行きます。報告事項(5)の男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等にかかる実施状況についてでございます。

それでは、事務局、御説明をお願いいたします。

○事務局 御報告させていただきます。

この間の実施状況の進捗を報告させていただきます。下線のところが主立ったところでございまして、そちらを中心に御説明させていただきます。

まず、1 ページ目の基本目標 I の、あらゆる分野における女性活躍推進のプラン課題 1、固定的な性別役割分担意識の解消の取組の名称の 1 のところなんですけれども、こちらは男女共同参画らぶらすゼミですが、これは10月20日ですね。ちょっと宣伝的な要素もあるんですけれども、しあさってになります、「家族とも友達とも話にくい？性的同意についてみんなで考える」、そういったテーマで実施を予定しています。また、次の、孤立しがちなシングルファザーのつながる場、また、父同士の交流の場をつくり、語らいますとか情報交換を目的に、「パパと子どもの工作&パパ交流会」というテーマで、らぶらすで実施を予定していたんですけれども、区報ですとか教育委員会が所管している、すぐーるという保護者向けの情報ツールも使いまして、いろいろ周知をしたんですが、1 組の申込みがありまして、ただ、交流会というところをメインに据えておりましたので、残念ながら、こちらは不実施ということになってしまったんですが、次回の開催に向けては、より子どもが楽しめそうな工作の内容の検討ですとか、また、関連するコミュニティと連携して周知の啓発を図るなど、また集客につなげていきたいと思います。

次に、男性の生きづらさ講座につきましては、テーマに関心のある男性を対象にしまして、7月24日にアクティブ・バイスタンダー講座を実施しました。こちらは差別を差別だと認識できる知識ですとか、加害者を刺激しないような適切な介入の仕方について、参加者同士によるディスカッションやロールプレイを交え実施して、非常に好評を博したところでございます。

また、明後日ですけれども、男性向けのシリーズ講座第 2 弾としまして、男性を対象に日頃抱え込んでいる悩みですとか仕事ですとか、生き方の思いを語り合って自分の気持ちを共有する講座も予定しておりますので、宣伝になりますけれども、よろしくお願いします。

続きまして、親子で楽しむシネマサロンは御覧のとおりになっています。

続きまして、2 ページ目になりますけれども、プラン課題 3 の女性のキャリア形成と多様な働き方の支援です。こちらは、もう20年近く都下のほうで行っているんですが、男女共同参画ですとかワーク・ライフ・バランス、また、働きやすい環境を整えている応募のあった事業者の方を対象にヒアリングを実施して、選定委員会を開催しました。その結果、2 事業者が選定されまして、表彰式を11月23日にキャロットタワーで開催する予定です。

ございます。

続きまして、4ページ目を御覧ください。こちらは、基本目標Ⅲの暴力やハラスメントのない社会の構築ですが、ご意見・課題等の4つ目、DV被害者の自立に向けた支援では、区内民間事業者の視察を行いまして、ステップハウスの空き情報を子ども家庭支援課に情報提供して入所につなげることで連携の強化をしています。

5ページ目になりますが、プラン課題8、性犯罪・性暴力の抑止ということで、これは毎年当課で作成しているデートDVの防止リーフレットを、中学2年生を対象に区内の中学校に配付しています。

プラン課題9、暴力を容認しない意識づくりですけれども、ご意見・課題等の3つ目ですね。その場に居合わせた周囲の人が状況に応じた行動を取ることで犯行の抑止、被害の軽減につなげる「第三者による介入（アクティブ・バイスタンダー）」を増やす取組として、先ほどと重複しますが、男性の生きづらさ講座の中で実施をいたしました。

続きまして、6ページ目の基本目標Ⅳ、多様性を認め合い、尊厳をもって生きることが出来る社会の構築の中では、プラン課題12、性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援ですけれども、学校出前講座を、性的マイノリティ理解・多様性理解をテーマにしまして、奥沢小学校と若林小学校の2校で実施しております。

また、5の区内事業者の同性パートナーのいる職員処遇の平等、LGBTQへのハラスメント禁止規程の整備に向けた取組みですけれども、性の多様性に関する事業者の取組みガイドラインの作成を進めておりまして、それに伴いまして9月17日に、三軒茶屋の産業プラザにおきまして区内事業者とのワークショップを開催しまして、幅広く意見を取り入れたところです。

次に、7ページ目の基本目標、推進体制、男女共同参画社会の実現に向けた方策、らぶらすの機能の拡充ですけれども、3つ目の取組み名称の地域ネットワーク構築、こちらは9月25日に運営協議会を開催しまして、区民企画協働事業の紹介ですとか、今後の事業についての意見交換を行いました。

また、4の広報、普及啓発では、区民まつりがございましたので、そういったイベントにブースを出展しまして、リーフレットやチラシを配布するなど普及啓発を行っております。

8ページ目になりますが、方策3の推進体制の整備・強化では、3の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行に向けた庁内体制の整備の一環としまして、

テーマ別作業部会を設置し、検討を開始しているところでございます。

私からは以上でございます。

○会長 急いで御報告いただきまして申し訳ございませんでした。

ただいまの御報告に対しまして御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、本日の議題はこれで全て終わりました。最後に、全体を通じまして何かございましたらお願いいたします。よろしいですか。

そうしましたら、議事が終わりましたので、マイクをお返ししたいと思います。

○人権・男女共同参画課長 会長、委員の皆様、長時間にわたりありがとうございます。

最後に、第1回の審議会で報告させていただいておりますけれども、今、犯罪被害者等支援条例の制定に向けまして、9月のパブリックコメントでも区民の皆様の御意見を伺ったところなんですけれども、12月15日、日曜日、烏山区民会館ホールでシンポジウムを開きます。

第1部の基調講演では、佐世保市の小学校6年生の女子児童が同級生を刺してしまって亡くなったという痛ましい事件がございまして、その被害者のお兄様が御登壇いただいて御講演をいただきます。第2部では「前を向いて生きていくために」ということで、パネリストとして先ほどのお兄様の御手洗さんと、あとは世田谷一家4人の殺人事件の御遺族の入江杏さんですとか、あとは、犯罪被害者等支援条例検討会の委員の方々を招いて、また、保坂区長が登壇しまして、パネルディスカッションを行います。皆様、ぜひ御参加いただけたらありがたく存じます。ありがとうございました。

今後の直近の御予定につきましては改めて御連絡をいたします。まず、令和7年1月に第3回多文化共生推進部会、それから、2月に第3回男女共同参画推進部会、そして第3回の審議会を予定しておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和6年度第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を、これにて閉会いたします。皆様、本日はどうもありがとうございました。

午後8時04分閉会